

意見書

西 企 営 第 152 号
平成 21 年 1 月 30 日

総務省総合通信基盤局
電気通信事業部料金サービス課 御中

郵便番号 540-8511
住所 おおさかふおおさかしちゅうおうくばんぼちよう 大阪府大阪市中区馬場町 3 番 15 号
名称及び にしにっぽんでんしんでんわかぶしきがいしゃ 西日本電信電話株式会社
代表者の氏名 代表取締役社長 おおたけ しんいち 大竹 伸一
連絡先 経営企画部 TEL:
FAX:

「競争セーフガード制度に基づく検証結果（2008 年度）（案）に関する意見募集」に関し、別紙のとおり意見を提出します。

【別紙】

検証結果案		意見
<p>(1) 第一種指定電気通信設備に関する検証</p>	<p>ア 指定要件に関する検証</p> <p>(ア) 指定しない設備を具体的に列挙する方式(ネガティブリスト方式)を採用すべきか、端末系伝送路設備の種別(メタル・光)を区別せずに指定すべきか、CATV回線のうち電気通信事業に用いられない回線等をボトルネック性の判断に含めるべきかという論点(意見6～9)について</p> <p>昨年度の検証過程においても示されたものであり、今回の検証において、これらの意見に対する考え方を変更すべき特段の事情は認められないことから、昨年度の検証過程で示した考え方を踏襲し、指定要件に係る現行制度の枠組み及び運用は、引き続き維持することが適当である。</p>	<p>競争セーフガード制度は、「PSTN(回線交換網)からIP網へのネットワーク構造の変化や市場統合の進展が見込まれる中、公正競争確保のためのセーフガード措置の有効性・適正性を検証し、当該措置が市場実態を的確に反映したものとすることにより、事業法等の適切な運用を確保すること」を目的に創設されたものです。</p> <p>指定要件に関する検証にあたっては、NTTグループ以外の他事業者における固定・携帯事業の融合化の動き、IP化の進展による県内／県間等の区分のないシームレスで多彩な新サービスの提供等、情報通信市場を取り巻く環境変化を踏まえて頂く必要があると考えます。</p> <p>【指定しない設備を具体的に列挙する方式(ネガティブリスト方式)】</p> <p>第一種指定電気通信設備の指定方法については、以下を踏まえ、「指定しない設備を具体的に列挙する方式」から「指定する設備を具体的に列挙する方式」に見直すとともに、指定電気通信設備の対象とする具体的な基準を明らかにして頂きたいと考えます。その上で、第一種指定電気通信設備については、規制当局が個別にボトルネック性を挙証できた必要最小限のものに限定して頂きたいと考えます。</p> <p>①殆ど全ての県内設備に事前規制をかける現行のネガティブリスト方式による第一種指定電気通信設備の指定方法を継続した場合、熾烈な競争が繰り広げられているブロードバンド通信市場においても、サービス開始前に接続約款の認可又は告示改正等の行政手続きが必要となること</p> <p>②認可申請前の事前説明にも一定の時間が必要となるため、お客様に対する新サービスの提供や料金値下げを遅らせる原因となり、当社を他事業者との競争上不利な立場に置くことになるだけでなく、今から花開こうとしているブロードバンド通信市場でのインフラ整備や新規サービス開発の芽を摘むことによって、お客様の利便の向上を妨げること</p>

検証結果案		意見
<p>(1) 第一種指定電気通信設備に関する検証</p>	<p>ア 指定要件に関する検証</p>	<p>【端末系伝送路設備の種別(メタル・光)】</p> <p>端末系伝送路設備については、以下を踏まえ、既に敷設済のメタル回線と、競争下で敷設される光ファイバやCATV回線等のブロードバンド回線の規制を区分し、光ファイバ等のブロードバンド回線については諸外国において非規制となっている状況等も踏まえ指定電気通信設備の対象から除外して頂きたいと考えます。</p> <p>①端末系伝送路設備については、電柱等ガイドラインに基づく線路敷設基盤のオープン化や電柱の新たな添架ポイントの開放・手続きの簡素化等により、他事業者が自前の加入者回線を敷設するための環境が整備された結果、他事業者の参入機会の均等性は確保されており、ブロードバンド通信市場では、アクセス区間においても現に設備競争が進展していること</p> <p>現に、光ファイバについては、電力会社が当社の約2倍の電柱を保有し、電力系事業者が相当量の設備を保有する等、当社と熾烈な設備競争を展開していますし、CATV事業者も、通信と放送の融合が進む中、電力会社や当社の電柱を利用して自前アクセス回線を敷設し、過去7年間で契約数を 1.6倍の 2,986 万世帯(平成20年3月末。再送信のみを含む)に増加させていること</p> <p>②今回の検証において踏襲すべきとされた昨年度の検証過程で示された考え方は、以下のとおり、ボトルネック性の有無とは直接関係しないため、メタル・光を区別せずに指定を行うことに合理性があることの根拠にはならないこと</p> <ul style="list-style-type: none"> メタル回線(DSLサービス)と光ファイバ(光サービス)との間でサービスの代替性があることと、設備のボトルネック性とは直接関係がなく、別議論であると考えます。仮に、サービスの代替性に着目するのであれば、少なくとも、後述するとおり、現にブロードバンド通信に使用されていないCATV回線を光ファイバと区別して取り扱いながら、現にブロードバンド通信に使用されていないメタル回線を光ファイバと一体的に取り扱うとしている現行制度を見直していただく必要があります。

検証結果案		意見
<p>(1) 第一種指定電気通信設備に関する検証</p>	<p>ア 指定要件に関する検証</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 当社の光ファイバはメタル回線と同様、電力会社や当社の線路敷設基盤を利用して敷設されていますが、当該線路敷設基盤は既に開放済であり、他事業者が光ファイバ等を自前敷設できる環境は十分整っているため、既に敷設済のメタル回線の場合と異なり、他事業者も当該線路敷設基盤を利用して現に光ファイバ等を自前で敷設しています。 ・ 他事業者も計画的に光ファイバを敷設することで、個々のお客様からの申込みに対して当社と同等の期間でサービス提供することは可能であるため、当社に手続き面での優位性はありません。 また、当社はメタル回線とは別に光ファイバを重畳的に敷設しており、メタル回線を保有していることで他事業者よりも安く光ファイバを敷設できる訳ではないため、当社にコスト面での優位性もありません。 <p>【CATV回線のうち電気通信事業に用いられない回線等について】</p> <p>多くのCATV事業者が、お客様から要望があれば、放送サービスに加えて、CATV回線を用いたブロードバンドサービス等を提供する準備を整えている等、通信・放送の融合が進展していることを踏まえ、ブロードバンドアクセスのポトルネック性の判断にあたっては、設備競争における競争中立性を確保する観点から、CATV回線(今後ブロードバンドサービスの提供が可能なものを含む)や今後新たな技術革新が期待される高速無線アクセス等を含めるよう見直すことについて検討して頂きたいと考えます。</p> <p>更に、現行のシェア基準値(50%超)による規制は、事業者間のシェアが50%前後で拮抗する場合でも、50%超か否かで事業者間に規制上の大きな差が生じる仕組みとなっているため、競争中立性を確保する観点から、一定のシェアを有する事業者に対する規制の同等性を確保するよう見直すことについて検討して頂きたいと考えます。</p>

検証結果案		意見
(1) 第一種指定電気通信設備に関する検証	<p style="text-align: center;">イ 指定の対象に関する検証</p> <p>(ア)東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社(以下「NTT東西」という。)の次世代ネットワーク(以下「NGN」という。)、地域IP網及びひかり電話網等を指定の対象から除外すべきかという論点(意見10、11)について</p> <p>これらの論点に係る設備については、08年3月のNGN答申において、指定の対象とすることが必要との考え方が示されたところであるが、今回の検証時点では、特段の状況の変化はないことから、その考え方を踏襲し、引き続き指定の対象とすることが適当である。</p>	<p>指定対象に関する検証にあたっては、NTTグループ以外の他事業者における固定・携帯事業の融合化の動き、IP化の進展による県内／県間等の区分のないシームレスで多彩な新サービスの提供等、情報通信市場を取り巻く環境変化を踏まえて頂く必要があると考えます。</p> <p>【次世代ネットワーク、地域IP網、ひかり電話網】</p> <p>当社の次世代ネットワーク、地域IP網及びひかり電話網については、以下を踏まえ、それら設備にはボトルネック性がないことに着目し、第一種指定電気通信設備の対象から除外して頂きたいと考えます。</p> <p>①他事業者がIPネットワークを自前で構築する際の素材となる基盤設備は、線路敷設基盤を含め、世界的に最もアンバンドリング／オープン化が進展し、また、IPネットワークの自前構築に必要なルータ等の電気通信設備は市中で調達することが可能であるため、意欲ある事業者であれば、自ら設備を構築し、当社と同様のネットワークを自前構築することは十分可能となっていること</p> <p>②現に他事業者は独自のIPネットワークを構築し、当社に匹敵するブロードバンドユーザを獲得していること。</p> <p>FTTH・CATVブロードバンドサービス市場で見た場合、当社シェアは西日本マクロで51%(平成20年9月末)に止まり、30府県中16府県で当社シェアが50%を下回り、うち3県ではCATV事業者のシェアが当社シェアを上回っている。三重、富山、福井のCATV事業者のシェアは、61%、56%、52%(同上)と、当社のシェアを遥かに凌いでいる状況にあること → 別紙1</p>

検証結果案		意見
(1) 第一種指定電気通信設備に関する検証 イ 指定の対象に関する検証		<p>また、ひかり電話サービスについて、加入電話と代替的なサービス市場を見た場合、直収電話、OAB～J IP電話、CATV電話、050 IP電話の合計に占めるNTT東西のシェアは28%（平成20年9月末）、更に携帯電話も含めたシェアで見れば5%（同上）に過ぎない状況にあること →別紙2</p> <p>③地域IP網の接続料として、平成13年より、接続約款に「ルーティング伝送機能」を規定していたものの、他事業者による利用実績はなかったこと</p> <p>④アクセス回線のボトルネック性に起因する影響は、オープン化により遮断されており、他事業者はアクセス回線からの影響を受けることなくネットワークを構築可能であるため、当社のアクセス回線のシェアが高いか否かは当社の次世代ネットワーク、地域IP網及びひかり電話網自体のボトルネック性の有無の判断にあたって直接関係がないこと</p>
	<p>(イ)イーサネット等のデータ通信網、加入者光ファイバ、局内装置類及び局内光ファイバについて第一種指定電気通信設備の対象から除外すべきかという論点(意見12～15)について</p> <p>昨年度の検証過程においても示されたものであり、今回の検証において、これらの意見に対する考え方を変更すべき特段の事情は認められないことから、昨年度の検証過程で示した考え方を踏襲し、引き続き指定の対象とすることが適当である。</p>	<p>【イーサネット等のデータ通信網】</p> <p>当社のイーサネット等のデータ通信網については、以下を踏まえ、それら設備にはボトルネック性がないことに着目し、第一種指定電気通信設備の対象から除外して頂きたいと考えます。</p> <p>①他事業者は、当社又は電力系事業者から光ファイバを借り、自らイーサネットスイッチを調達し、当社ビル等に設置することによって、当社と同等のイーサネットサービスを提供することが可能となっていること</p> <p>②現に電力系事業者をはじめ多くの事業者が参入し、熾烈なユーザ獲得競争を繰り広げていること。イーサネットサービス市場において、当社のシェアが13.1%（平成19年9月末）、NTT東日本のシェアが16.5%（同上）であるのに対し、KDDIのシェアが23.2%（同上）となっている等、競争は十分に進展していること</p>

検証結果案		意見
<p>(1) 第一種指定電気通信設備に関する検証</p>	<p>イ 指定の対象に関する検証</p>	<p>【局内装置及び局内光ファイバについて】</p> <p>メディアコンバータ、光信号伝送装置(OLT)、局内スプリッタ等の装置類及び局内光ファイバについても、以下を踏まえ、それら設備にボトルネック性がないことに着目し、第一種指定電気通信設備の対象から除外して頂きたいと考えます。</p> <p>①当該装置類等が誰でも容易に調達・設置可能である等、参入機会の均等性が確保されていること、現に他事業者は局舎コロケーションを利用して自ら設置しており、当社が接続料を設定したものの利用実績は皆無であること</p> <p>②局内光ファイバについては、他事業者が計画的に所定の手続き・自前工事を行うことで、当社が局内光ファイバを敷設する場合と同等期間で自前敷設できること</p>

検証結果案		意見
<p>(1) 第一種指定電気通信設備に関する検証</p>	<p>ウ アンバンドル機能の対称に関する検証</p> <p>(ア)NGN、地域IP網及びひかり電話網に係る機能をアンバンドル機能の対象とすべきかという論点(意見19～23)について</p> <p>これらの論点に係る機能については、08年3月のNGN答申においてアンバンドル機能の対象とすることが必要との考え方が示されたところであり、今回の検証時点では、同答申の考え方を変更すべき状況の変化はないことから、同答申の考え方を踏襲し、引き続きアンバンドル機能の対象とすることが適当である。</p>	<p>アンバンドル対象の検証にあたっては、他事業者によるアンバンドル機能の利用実績や実需要等、市場実態を踏まえて頂く必要があると考えます。</p> <p>当社の次世代ネットワーク、地域IP網、ひかり電話網、イーサネット等のデータ通信網、局内装置、局内光ファイバ及び加入光ファイバ等については、前述のとおり、第一種指定電気通信設備の対象から除外して頂く必要があると考えますが、仮に引き続き第一種指定電気通信設備の対象とするのであれば、少なくとも他事業者による利用実績や実需要がない機能はアンバンドル機能の対象から除外して頂きたいと考えます。</p> <p>【フレッツサービスに係る機能のアンバンドルについて】</p> <p>フレッツサービスに係る機能のアンバンドル等については、以下の理由より、他事業者にルーティング伝送機能の利用要望があるとは考えられないことから、フレッツサービスに係る機能(一般収容ルータ接続ルーティング伝送機能・特別収容ルータ接続ルーティング伝送機能)はアンバンドルの対象から除外して頂きたいと考えます。</p> <p>①地域IP網において、ルーティング伝送機能の接続料を設定したものの、平成13年から現在に至るまで7年以上、他事業者による利用実績がないこと</p> <p>②当社の次世代ネットワークにおいても、「他事業者から、収容局接続について速やかにアンバンドル提供するよう要望されている」こと等を理由にアンバンドルされましたが、要望事業者はパブリックコメントとして意見提出されていたものの、当該要望事業者から具体的なルーティング伝送機能の利用要望は頂いていませんし、そもそも、前述のとおり、当該要望事業者は独自のIPネットワークを構築し、現に当社に匹敵するブロードバンドユーザを獲得されていること</p>

検証結果案		意見
(1) 第一種指定電気通信設備に関する検証	ウ アンバンドル機能の対称に関する検証	<p>【中継局接続に係る機能のアンバンドルについて】</p> <p>中継局接続に係る機能のアンバンドルについては、他事業者のネットワークの詳細がそもそも明確でありませんし、更に、他事業者から具体的な機能の利用要望も頂いていないことから、当該機能（一般中継ルータ接続ルーティング伝送機能・特別中継ルータ接続ルーティング伝送機能）はアンバンドルの対象から除外して頂きたいと考えます。</p> <p>【ひかり電話に係る機能のアンバンドルについて】</p> <p>従来、ひかり電話の接続料は、接続事業者が設定する接続料と同水準とすることを基本に、各事業者と相対で決定していましたが、今後、当社が事業者均一のひかり電話の接続料を設定することになった場合に、接続事業者が当該接続料よりも高い接続料を設定するときは、事業者間の公平性が損なわれる可能性があることから、接続事業者が当社の接続料よりも高い接続料を設定する場合には、接続事業者の接続料の適正性を検証するための具体的な手法や仕組みについて検討を進めて頂きたいと考えます。</p> <p>【イーサネットサービスに係る機能のアンバンドルについて】</p> <p>以下の理由により、イーサネットサービスに係る機能（イーサネットフレーム伝送機能）をアンバンドルの対象から除外して頂きたいと考えます。</p> <p>①他事業者は、当社又は電力系事業者から光ファイバを借り、自らイーサネットスイッチを調達し、当社ビル等に設置することによって、当社と同等のイーサネットサービスを提供することが可能となっていること</p>

検証結果案		意見
<p>(1) 第一種指定電気通信設備に関する検証</p>	<p>ウ アンバンドル機能の対称に関する検証</p>	<p>②現に電力系事業者をはじめ多くの事業者が参入し、熾烈なユーザ獲得競争を繰り広げていることイーサネットサービス市場において、当社のシェアが13.1%(平成19年9月末)、NTT東日本のシェアが16.5%(同上)であるのに対し、KDDIのシェアが23.2%(同上)となっている等、競争は十分に進展していること</p> <p>③イーサネットサービス市場には、電力系事業者をはじめ多数の事業者が参入し、熾烈なユーザ獲得競争を展開している中、当社だけがイーサネットサービスの接続料設定を強いられ、サービス原価を他事業者にオープンにするよう強いられた場合、当社は競争上著しい不利益を被ることになること</p> <p>④イーサネットサービスのアンバンドルを要望されているKDDIは、需要密度が高い都市部エリアを中心に既にサービスを自前提供されており、実際、お客様からKDDIに対し、IP-VPN等の足回り回線としてイーサネットサービスを提供してほしいとの実需要があれば、KDDIがイーササービスを自前提供されるケースも少なくないと考えられるため、需要が疎で自前設備を構築するよりも当社設備を借りる方が得なエリアのみで、当社設備を借りてサービス提供されることになることも考えられること(クリームスキミングが生じること)</p> <p>⑤オペレーションシステム等改造費用をかければ、PVCメニューを提供して接続料を設定することも技術的には可能になるが、多額の費用をかけて開発等しても、PVCメニューの利用が需要が疎のエリアに止まれば、低廉なネットワーク構築に支障を来すこと</p>

検証結果案		意見
<p>(3) 指定電気通信設備制度に係る禁止行為規制等の検証</p>	<p>ア NTT東西に所要の措置を要請する事項</p>	<p>【基本的な考え方】</p> <p>当社は、これまでも事業法等の法令及び共同ガイドライン等の各種ガイドラインを遵守しており、また、他事業者からの指摘等によりお客様の誤解を生じかねない事象が確認された場合には、随時、社内指導を行うなど、適切な事業活動を行ってきたところです。</p> <p>指定電気通信設備制度に係る禁止行為規制等の検証に関しては、幅広く意見公募が行われましたが、他事業者から提出された意見については、昨年度と同様に、根拠不十分なものや単なる推測に基づいており、とりわけ所要の措置を要請する事項に係る事例については、具体的な公正競争上の問題はないと考えます。</p> <p>それにも係らず、当社に措置を要請することは、当社の事業展開における法的予測可能性を低下させ、事業者として本来正当な事業活動まで萎縮させるとともに、あたかも当社が不法行為を行っているかのような誤解を生じせしめ、企業イメージを損なうことにもなりかねないなど、問題であると考えます。</p> <p>このように当社の事業運営に与える影響を踏まえれば、検証対象とする他事業者意見については、おそれや推測によるものではなく、明確な根拠があるものに限るとともに、「競争セーフガード制度の運用に関するガイドライン」に則り、検証を通じて「公正競争確保のための措置が必要かつ十分でないことが認められる場合」に絞って措置を要請するなど、ガイドラインに沿った適切な制度運用が不可欠であると考えます。</p>

検証結果案		意見
<p>(3) 指定電気通信設備制度に係る禁止行為規制等の検証</p>	<p style="text-align: center;">ア N T T 東 西 に 所 要 の 措 置 を 要 請 す る 事 項</p> <p>(ア) NTT東西の116窓口及びウェブサイトにおいて、利用者が加入電話移転居の手続を行う際にフレッツ光サービスの営業活動が行われており、累次の競争ルールに反しているとの指摘(意見48)について</p> <p>116番への加入電話又はINS64の移転申込みに対し、加入者からの問い合わせが無いにもかかわらず、活用業務であるフレッツ光サービスの営業活動を行うことは、累次の活用業務の実施に当たり、NTT東西が電気通信事業の公正な競争を確保するために講じることとした具体的措置の「営業面のファイアウォール」等に抵触する。</p> <p>このため、116番への加入電話又はINS64の移転申込みに対し、加入者からの問い合わせが無いにもかかわらず活用業務であるフレッツ光サービスの営業活動が行われることのないよう、NTT東西に対し、改めてその周知・徹底を図るよう要請し、その履行状況について総務省への報告を求めるとともに、NTT東西による当該措置の運用状況について引き続き注視していく。</p>	<p>当社はフレッツサービス等の営業活動において加入電話及びINS64の契約に関して得た加入者情報であって他事業者が利用できないものを用いないことについて、支店及び県域等子会社の社員等に周知・徹底を図るなど、従来より適切な措置を講じており、改めて周知・徹底する必要性に乏しいと考えます。</p> <p>なお、「116」における加入電話等の移転申し込みの際に、フレッツサービス等についてお客様からお問合せがあった場合にご説明することがありますが、これはお客様利便確保の観点からの対応であり、公正競争上の問題はないと認識しております。</p>

検証結果案		意見
<p style="text-align: center;">(3) 指定電気通信設備制度に係る禁止行為規制等の検証</p>	<p style="text-align: center;">ア NTT東西に所要の措置を要請する事項</p> <p>(ウ)NTT東西の県域等子会社(100%子会社)はNTT東西と実質的に一体であるとみなし、禁止行為規制を適用すべきとの指摘(意見37)について</p> <p>NTT東西に対しては、指定電気通信設備制度に基づく禁止行為規制及びNTTグループに係る累次の公正競争要件(活用業務認可制度に係るものを含む。)が適用されるものの、その趣旨が当該禁止行為規制等の直接的な対象とならない県域等子会社において徹底されない場合は、結果として公正競争が確保されない可能性がある。この点について、昨年度の検証に基づきNTT東西より県域等子会社における役員兼任の実態について報告を受けたところであるが、NTT東西に対し、当該実態に係る本年度の状況について報告を求めることとし、NTT東西と県域等子会社との間の役員兼任に伴い、公正競争確保上の問題が発生しないかどうか引き続き注視していく。</p> <p>なお、昨年度の検証に基づき、本年2月18日、県域等子会社におけるNTT東西及びNTTドコモグループからそれぞれ受託した業務に係る情報の目的外利用の防止等について、周知・徹底すること等をNTT東西に対し要請し、NTT東西は、当該要請を受けて、適切な措置を講じていると報告したところであるが、NTT東西が当該措置を十分徹底しているかについて引き続き注視し、当該措置の徹底が不十分である等と認められる場合には、電気通信事業の公正な競争を確保する観点から必要な追加的措置を講じる。</p>	<p>県域等子会社によるNTTドコモ殿の代理店業務については、当社からの委託業務を実施する組織とは別の組織において、委託業務とは独立して実施しており、営業情報等に関するファイアウォールを担保するなど、適切な措置を講じております。</p> <p>また、県域等子会社の当社からの委託業務を実施する組織に対しては、公正競争面における顧客情報の適切な取扱いや顧客情報の目的外利用の禁止について業務委託契約に規定する等、適切な措置を講じているところです。</p> <p>現に、今年度の検証においても特段の公正競争確保上の問題は生じておらず、今後も適切に業務運営等を行っていくことから、役員兼任の実態について昨年度に引き続き報告を求める必要性は乏しいと考えます。</p>

【別紙1】超高速ブロードバンドサービス市場（FTTH、CATV）のシェア〈西日本〉

30府県中16府県で当社シェアが50%を下回っており、熾烈な競争が展開されている。

- 10県にてCATV事業者と熾烈な競争が展開(そのうち3県はCATV事業者が当社を上回る)
- 9府県にて電力系事業者と熾烈な競争が展開

CATV事業者との競争が激しいエリア

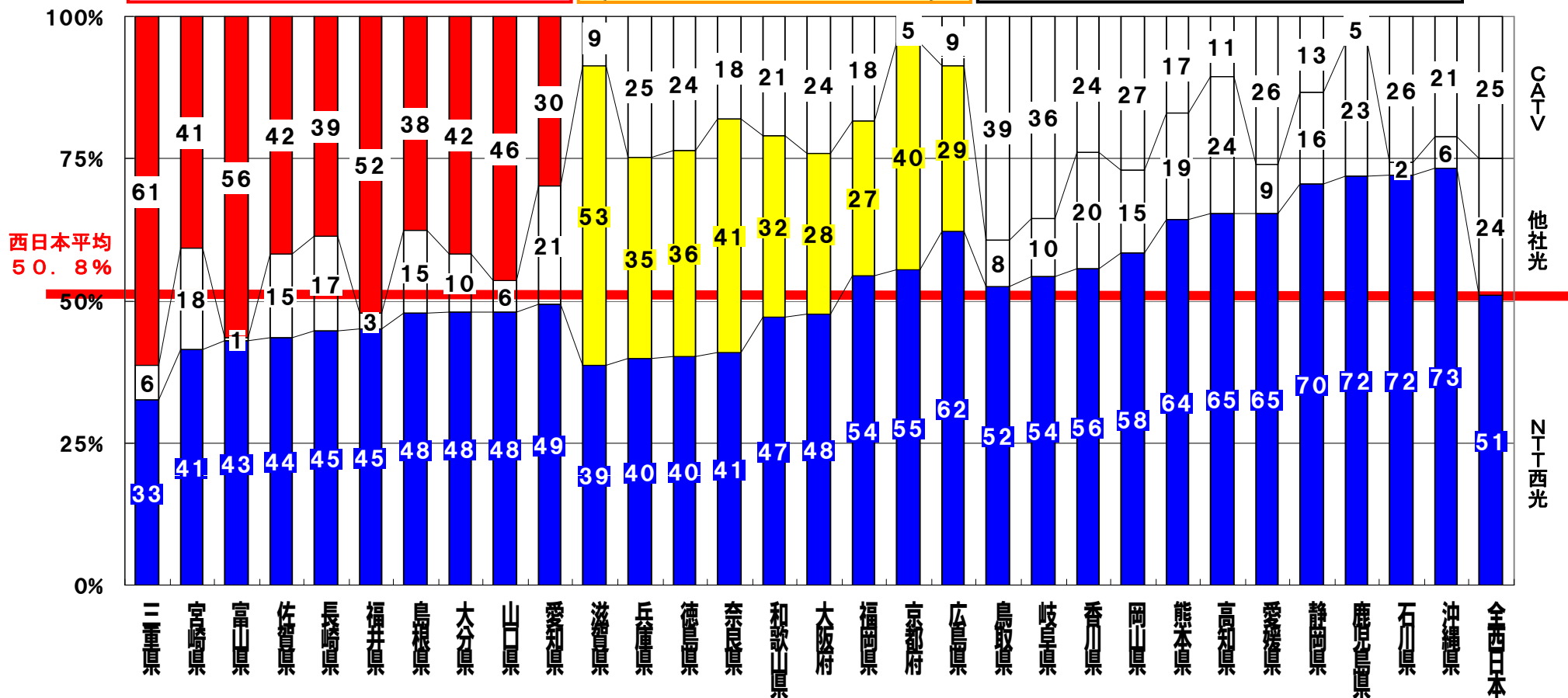
CATVが優勢で当社のシェアが50%以下の10県
 当社平均シェア:46%
 CATV事業者平均シェア:40%

他社FTTHサービスとの競争が激しいエリア

関西および都市部等の9府県
 当社平均シェア:48%
 他社FTTH平均シェア:32%

その他

11県
 当社平均シェア:65%

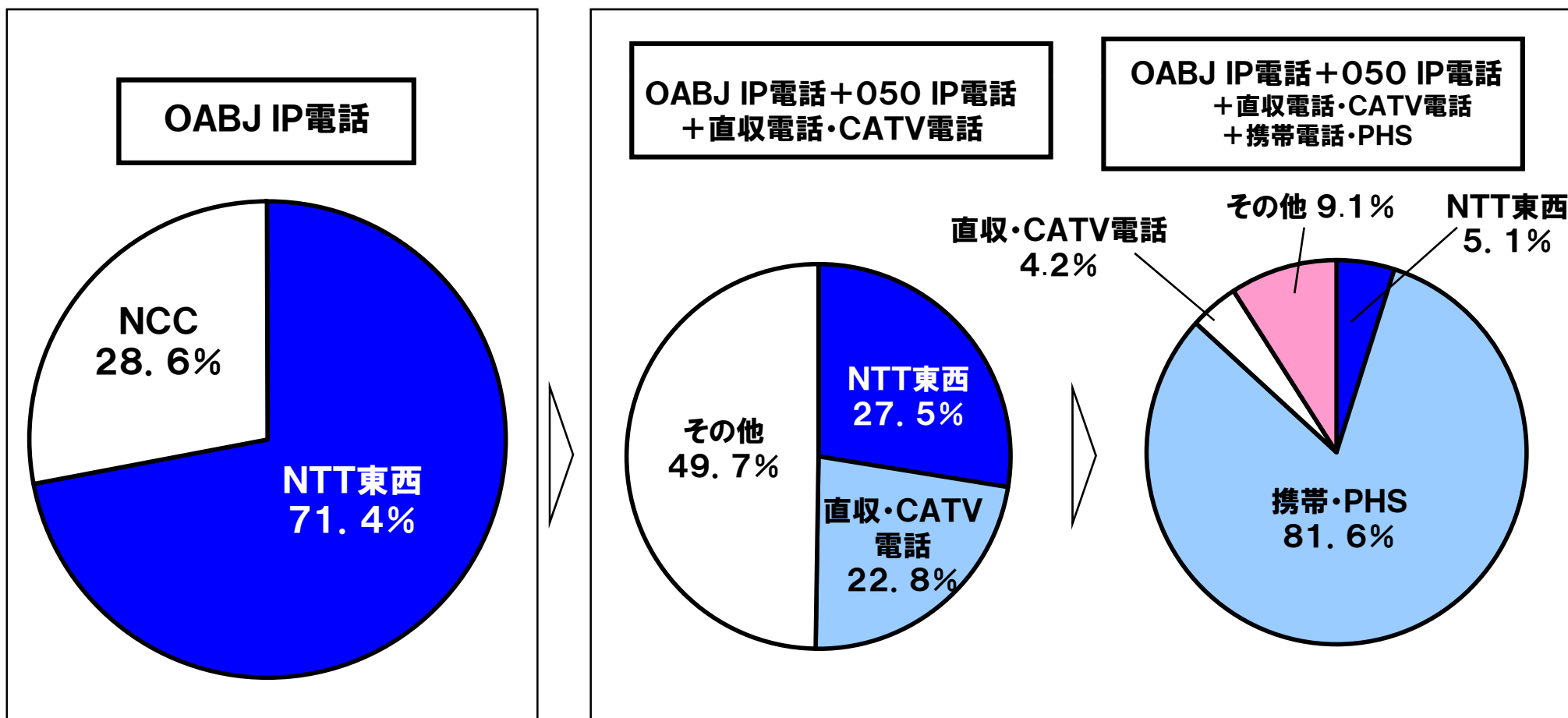


(出典:総務省公表値及び当社調べ H20.9末時点)

【別紙2】 I P電話市場の競争状況

市場を広く捉えると、当社のひかり電話は、市場支配的であるとは言えない。

- ・ 050 IP電話・直収・CATV電話を合わせると、27.5%
- ・ 050 IP電話・直収・CATV電話・携帯電話・PHSを含めると、5.1%



(番号数<回線数>)は、H20.9末・総務省公表値より推計)